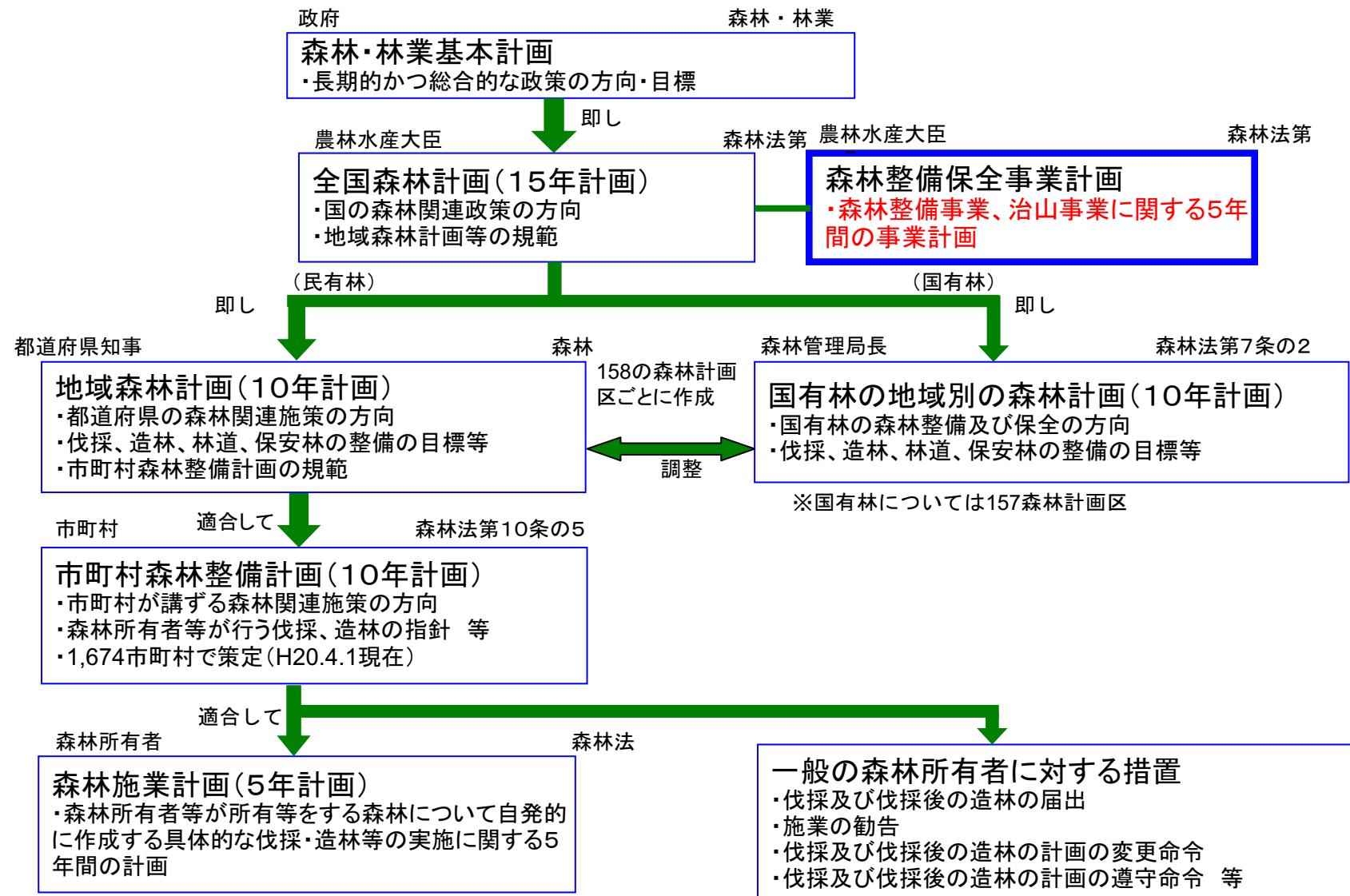


4 - 1

森林整備保全事業計画の策定について

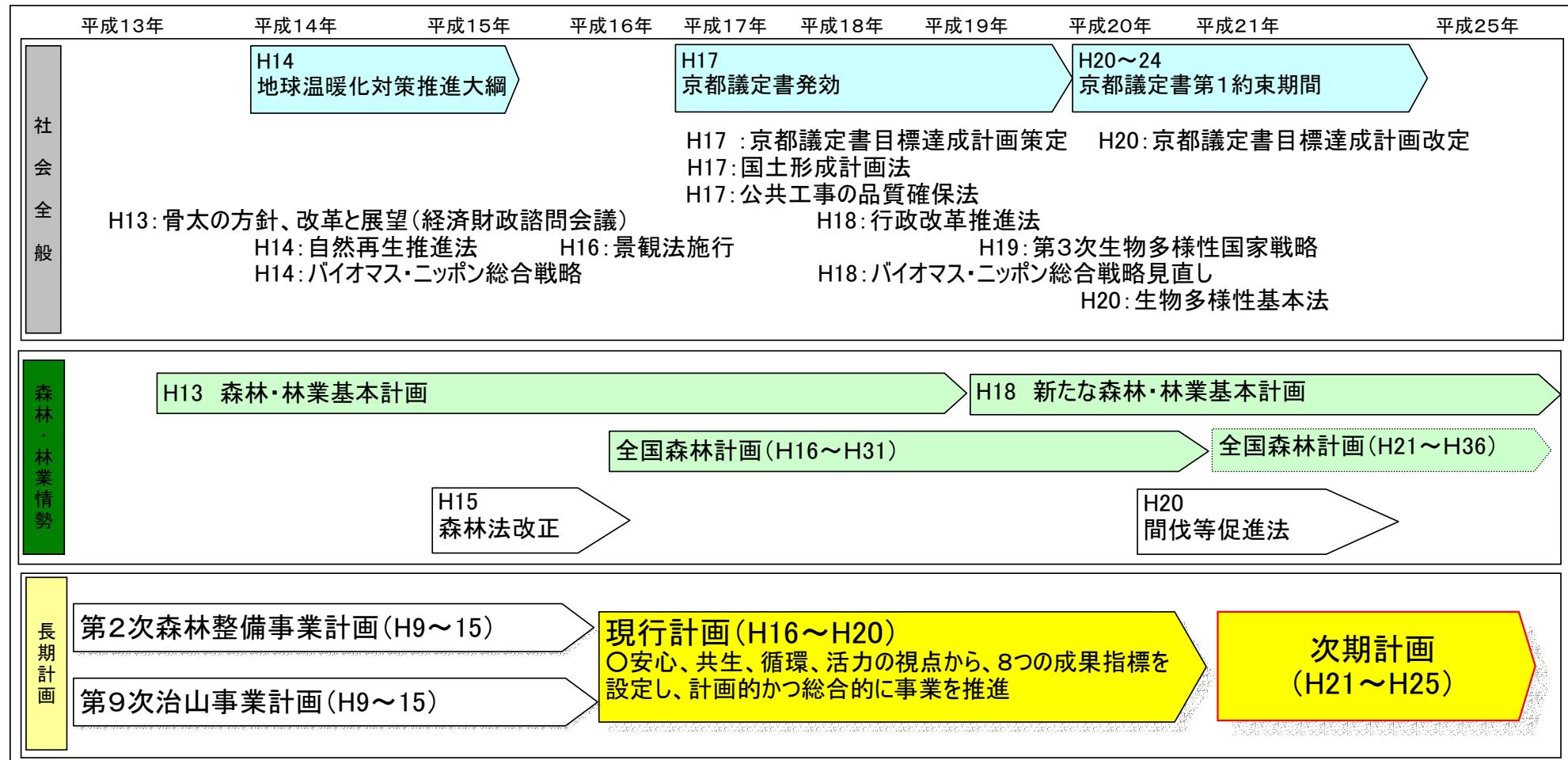
平成21年2月

森林計画制度の体系



森林整備保全事業計画の変遷

- 現行計画(計画期間:H16～20)は、森林整備事業と治山事業について両事業の総合的かつ効果的な推進を図るため、森林法に基づく森林整備事業計画を拡充し、治山事業計画を統合。
- 計画策定の重点を、従来の投資規模から達成される成果(アウトカム目標)に見直し。
- 現行計画の計画期間は平成20年度までであることから、平成21年度を始期とする森林整備保全事業計画の策定が必要。



森林整備保全事業計画（現行）の概要

1 基本的な方針

- 森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給等の様々な機能の発揮を通じて、国民生活や国民経済の安定に寄与する「緑の社会資本」
- 森林整備保全事業は、森林の多面的機能を維持・増進することにより豊かな国民生活に寄与する環境創造事業として、以下に掲げる目標、留意事項を念頭に置き、計画的かつ総合的に推進

2 実施にあたっての留意事項

○ 施策連携の強化等

- ・ 森林整備事業と治山事業との適切な役割分担による効果的な事業の推進。
- ・ 間伐材等の利用促進や防災情報の提供等のソフト施策との連携強化。
- ・ 他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携強化。

○ 森林資源及び既存施設の有効活用

- ・ 事業実施に当たり、間伐材等を含む地域材の利用の促進や既存施設の有効活用を推進。

○ 地域の特性に応じた事業の実施

- ・ 国、地方公共団体等の適切な役割分担及び連携による地域の特性に応じた効果的な整備を推進。

○ 多様な主体の参加の促進

- ・ 市町村森林整備計画等の策定等を通じて、事業の構想段階から地方公共団体や地元住民の意見を反映。
- ・ NPO等多様な主体の参画による森林の整備・保全の推進。

○ 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

- ・ 費用対効果分析等により政策効果を適切に把握し評価。

○ 工期管理とコスト縮減

- ・ 工事コストの縮減に加え、事業便益の早期発現及び将来の維持管理費等の縮減により総合的にコストを縮減。

3 事業の目標と主な成果指標（4つの視点）

●『安心』…国民が安心して暮らせる社会の実現

- ① 育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合
【整備保全をしない場合50% 整備保全により66%】
- ② 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落数
【4万8千集落(H15) 5万2千集落(H20)】

●『共生』…森林と人との共生する社会の実現

- ③ 針広混交林など多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合
【31%(H15) 35%(H20)】
- ④ 海岸林や防風林などの総延長
【約7千kmを保全】
- ⑤ バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林
【約1,100万人の都市住民に提供】

●『循環』…循環を基調とする社会形成への寄与

- ⑥ 木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量
【1億2千万m³増加】

●『活力』…活力ある地域社会形成への寄与

- ⑦ 森林資源を積極的に利用している地域数
【約10流域(H15) 約20流域(H20)】
- ⑧ 山村地域における生活環境の整備
【今後5カ年に整備が完了する地区の人口約80万人】

4 主な事業量

(森林整備事業)

- 約90万haの水土保全林において、森林の健全性確保に向けた間伐、複層林や高齢級の森林、針広混交林へ誘導を実施。
- 約350地区において、山村地域の定住基盤、森林整備の基盤等を総合的に実施。
(治山事業)
 - ダム上流等の重要な水源地を対象に、荒廃した森林の再生等を約1,500地域で実施。
 - 集落、市街地、重要なライフライン等に近接する地域において、山地災害を防止するための森林の保全対策を約1,900地域で実施。

現行計画の成果指標と達成状況

- 「安心」「共生」「循環」「活力」の視点から森林整備事業の実施の目標及び8つの成果指標を設定。
- 現行計画の目指す主な成果については、概ね達成される見込み。

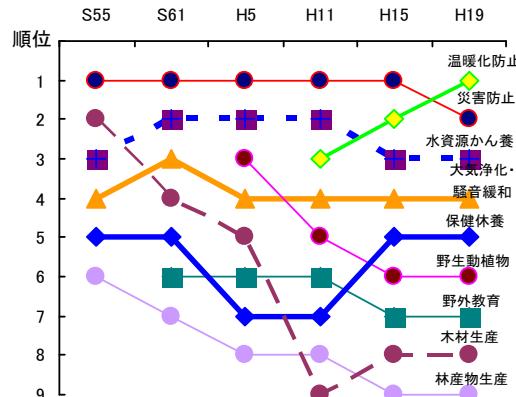
現行計画の目標	目指す主な成果	達成状況		
		目標値	現況(H15)	H19見込み
「国民が 安心 して暮らせる社会の実現」	▶ 育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合	66%	63%	66%
	▶ 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落の数	5万2千集落	4万8千集落	5万1千集落
「森林と人との 共生 する社会の実現」	▶ 針広混交林などの多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合	35%	31%	34%
	▶ 海岸林や防風林などの総延長	7千kmを保全	7千km	100%
	▶ バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林(1,100万人に森林とふれあう機会を提供)	1,100万人	700万人	1,163万人
「 循環 を基調とする社会の形成」	▶ 木材として安定的にかつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量	9億6千万m ³	8億4千万m ³	9億4千万m ³
「 活力 ある地域社会形成への寄与」	▶ 森林資源を積極的に利用している流域数	20流域	10流域	21流域
	▶ 山村地域における生活環境の整備(約80万人を対象に定住条件を向上)	80万人	-	71万人

情勢変化を踏まえた検討課題

国民ニーズに応じた 多様で健全な森林の整備

■ 森林に期待する役割の変化

国民の多くは、地球温暖化防止や災害防止などの働きに期待。

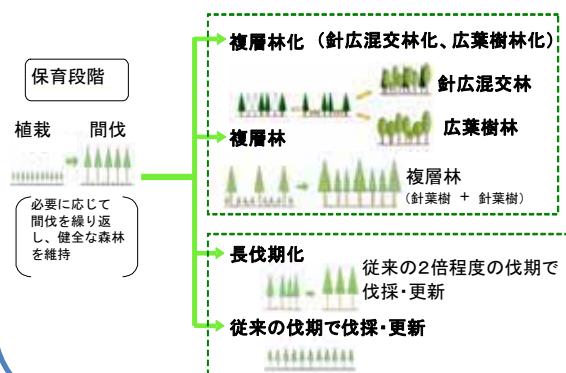


資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成19年)

注：1)回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。

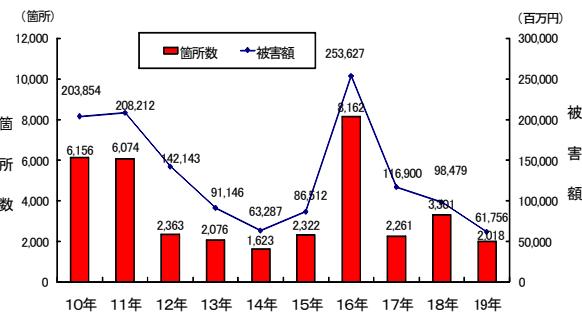
2)選択肢は、特にない、わからない、その他を除き記載している。

■ 多様な森林づくりの方法



安全で安心な暮らしを 守るために森林の保全

■ 過去10年間の山地災害発生件数



・我が国の森林は、地形が急峻であるとともにその地質が脆弱であることから、山崩れや地すべり等の山地災害が発生しやすい条件下にある。

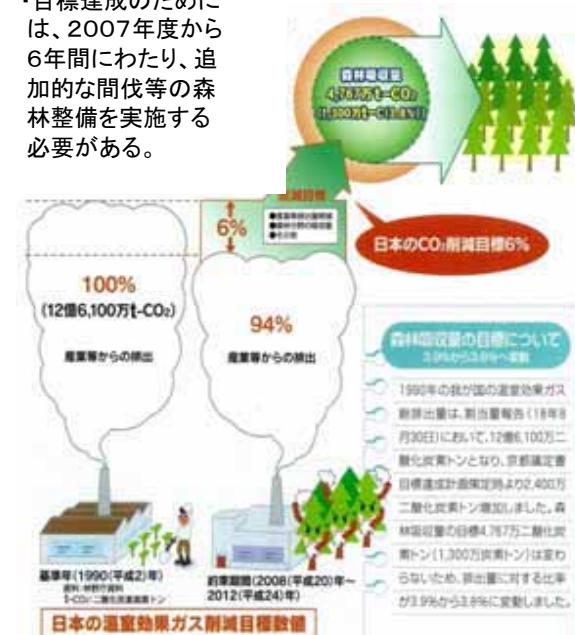
・地域の安全で安心な暮らしを守るために、治山施設の設置等により崩壊した森林の再生やその予防を図る必要がある。

京都議定書の目標達成 のための森林の整備

■ 森林吸収源の位置付け

・京都議定書における6%の削減目標のうち3分の2近くを森林吸収量により確保することが閣議決定により目標とされている。

- ・目標達成のために
は、2007年度から
6年間にわたり、追
加的な間伐等の森
林整備を実施する
必要がある。



生活環境の保全や環境教育など 森林の総合的な利用

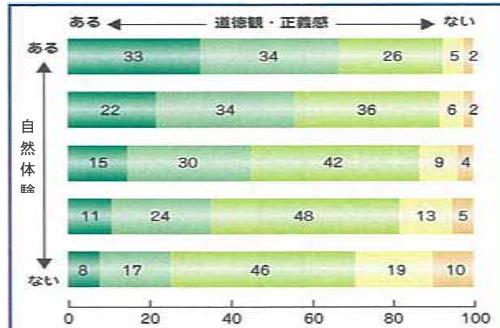
■ 生活環境の保全を図る保安林



飛砂防備保安林

■ 子どもたちの「生きる力」を育む森林環境

○ 自然体験と道徳観・正義感(平成10年文部科学省調べ)



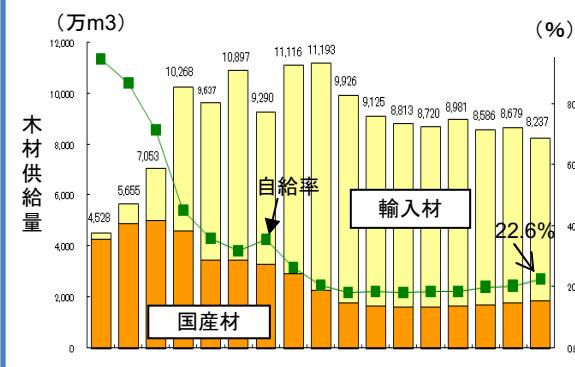
岩手県住田町では、幼児や成人までの各年代に応じた体験活動や座学等により森林や林業、木材等に関する理解と関心を深めるとともに、それらを通じて地元の歴史や文化についても学ぶなど、地域に根ざした森林環境教育に取り組んでいる。



国産材利用拡大を軸とした 林業・木材産業の再生

■ 木材（用材）供給量、自給率の推移

木材貿易の先行きの不透明さ等を背景に、合板や集成材メーカー等において、原材料を外材から国産材へシフトする動き。木材自給率が20%台まで回復するなど国内市場における国産材ニーズは上向き。



資料:林野庁「木材需給表」

■ 施業の集約化・団地化による生産性の向上に向けた取組

【高知県香美森林組合】

間伐を進めるため、森林所有者と合意形成を図り、約900haを団地化。団地内では、路網密度を約2倍増加させるとともに、高性能林業機械の導入や列状間伐を実施し、約2倍の生産性の向上を実現。



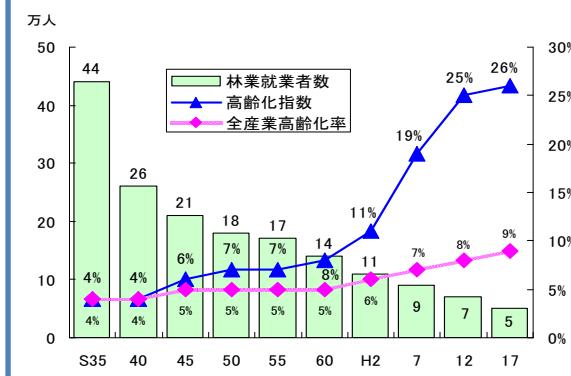
森林を支える山村の活性化

■ 林業就業者数、高齢化率の推移

林業採算性の悪化、山村地域の過疎化等から、林業労働力は減少を続けており、平成17年には5万人まで減少。

また、65歳以上の者の比率は26%にまで高まり高齢化が進行。

このため、林業生産活動の活発化、定住促進等の施策を講じ、山村を活性化することが課題。



資料:総務省「国勢調査」

注:高齢化率は、総数に占める65歳以上の比率

■ 在村者・不在村者別私有林面積割合の推移

(単位: %)

	昭和55年	平成2年	12年	17年
在村者	81.2	78.2	75.4	75.6
不在村者	18.8	21.8	24.6	24.4
うち県外	7.3	8.6	9.7	9.8

資料:農林水産省「世界農林業センサス(1980年、1990年、2000年)」、
「農林業センサス(2005年)」

新たな森林整備保全事業計画の枠組み

- 事業の目標については、森林の重視すべき機能に応じた区分である「水土保全林」、「森と人との共生林」、「資源の循環利用林」に即した「安心」、「共生」、「循環」に係る目標及び森林を支える基盤である山村地域の「活力」を目標として設定。
- 成果指標については、森林整備の長期性に鑑み、成果指標として適当なものは引き続き継続するほか、国民にとってより分かり易い成果指標とする観点から、成果指標の一部を改正。

事業実施に向けた4つの基本的な視点と事業の目標

1 安心の視点

森林の水土保全機能の高度発揮による「国民が安全して暮らせる社会の実現」

3 循環の視点

森林資源の循環利用する「循環を基調とする社会の形成への寄与」

2 共生の視点

森林の多様性の維持増進、身近な生活環境としての森林や国民に広く開かれた森林の整備及び保全による「森林と人とが共生する社会の実現」

4 活力の視点

森林資源の活用、都市のと共生・対流による「活力ある地域社会形成への寄与」

地球温暖化対策の着実な推進

京都議定書第1約束期間内の森林吸収量目標である1,300万炭素トンの達成

事業実施に当たっての留意事項

- (1) 施策連携の強化等
- (2) 森林資源及び既存施設の有効活用
- (3) 地域の特性に応じた事業の実施
- (4) 低炭素社会づくりへの対応

- (5) 多様な主体の参加の促進
- (6) 入札及び契約の公正性・透明性の確保並びに品質の確保
- (7) 事業評価の厳格な実施と透明性の確保
- (8) 工事管理とコスト縮減

新たな成果指標(案)

事業目標	新たな成果指標（案）	
国民が安心して暮らせる社会の実現	<p>【国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 育成途中の水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 <p>【71%→約79%】</p>	
	<p>【山崩れ等の復旧と予防】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保される集落の数 <p>【約5万2千集落→約5万6千集落】</p>	
森林と人との共生する社会の実現	<p>【森林の多様性の維持増進】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 育成林全体に占める育成複層林面積の割合 育成单層林から育成複層林への誘導 <p>【8.5%→約10%】 【約7万ha】</p>	
	<p>【身近な生活環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 海岸林や防風林などの総延長 <p>【約7,300kmの保全】</p>	
	<p>【森林環境教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の維持及び森林環境教育の参加人数 <p>【約44万人→約50万人】</p>	
循環を基調とする社会の形成への寄与	<p>【森林資源の循環利用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 供給可能となる育成林の資源量 森林・林業基本計画に掲げる平成27年の木材供給目標 (23百万m³/年)に対する増加量 【5年分に相当 (約34年分→約39年分の増加)】 <p>【約1億6千万m³の増加】</p>	
活力ある地域社会形成への寄与	<p>【森林資源を活用した地域づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 適切な間伐等や伐採後の的確な更新を図り森林資源を積極的に利用している流域 <p>【約30流域→約80流域】</p>	
	<p>【山村地域における居住環境の向上】</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 山村地域における居住地周辺の森林や生活環境の整備 <p>【約210万人を対象に定住条件の向上】</p>	

次期計画における成果指標の見直しの主なポイント

現行計画の成果指標

【安心】(国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全)
▶ 育成途中の水土保全林（3～9齢級）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 【63% → 66%】

対象齢級の見直し

- ・現行計画の作成時点の3～9齢級の人工林面積は776万ha (H14.3.31現在)であり、人工林全体の75%を占めていたが、現時点の3～9齢級の人工林面積は、642万ha(H19.3.31現在)で全体の62%に減少すること
- ・全国森林計画において、国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に進めるため、高齢級の人工林について、間伐や抜き伐りの適切な実施等を掲げていること

などから対象齢級を3～12齢級に見直す。

【安心】(山崩れ等の復旧と予防)

- ▶ 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落数
【4万8千集落 → 5万2千集落】
調査結果による目標値の設定

【共生】(森林の多様性の維持増進)

- ▶ 針広混交林などの多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合 【31% → 35%】
育成複層林への誘導に着目した見直し

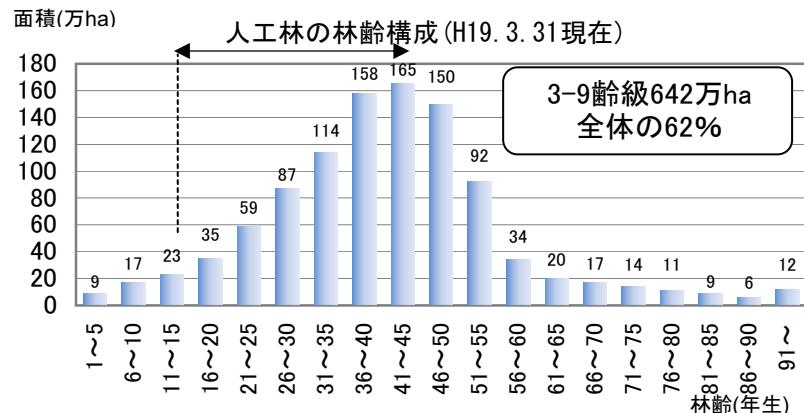
【共生】(身近な生活環境の保全)

- ▶ 海岸林や防風林などの総延長 【7,000kmの保全】
調査結果による目標値の設定

次期計画の成果指標

【安心】(国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全)

- ▶ 育成途中の水土保全林（3～12齢級）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合 【71% → 79%】



【安心】(山崩れ等の復旧と予防)

- ▶ 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保される集落数の増加
【5万2千集落 → 5万6千集落】

【共生】(森林の多様性の維持増進)

- ▶ 多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、育成林全体に占める育成複層林面積の割合を増加
【8.5% → 10%】

【共生】(身近な生活環境の保全)

- ▶ 海岸林や防風林などの総延長 【7,300kmの保全】

現行計画の成果指標

【共生】(多様な利用者が森林とふれあえる場の提供)
バリアフリー等に配慮した歩道等が整備された森林
(1,100万人に森林とふれあう機会を提供)
【700万人 1,100万人】
指標を廃止の上、新たな指標（花粉発生源対策、森林環境教育に着目した指標）を検討

【循環】(森林資源の循環利用の促進)
木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 【1億2千万m³の増加】
資源量の表現方法の見直し
・林道等から200m以内における森林の蓄積を推計し供給可能となる資源量を算出。
・この資源量を森林・林業基本計画に掲げる木材の供給目標で除した数値を目標とすることを検討。

【活力】(森林資源を活用した地域づくりの推進)
森林資源を積極的に利用している流域数
【10流域 20流域】
積極利用の基準等の見直し
・現行計画では成長量の5割以上を木材として生産・供給している流域を計上していたが、次期計画から森林・林業基本計画の木材供給量の目標値(2,300万m³:H27)を達成することを考慮し、「成長量の範囲内で、成長量の4割以上」とすることを検討。

【活力】(山村地域の定住条件の向上)
山村地域における生活環境の整備(約80万人を対象に定住条件を向上)
対象となる施設に森林整備を追加した指標の検討
・生活環境施設の整備に加え、居住地周辺の良好な森林環境の保全を図るなど、居住地周辺の森林整備に着目した指標の設定を検討。

次期計画の成果指標

【共生】(森林環境教育の推進)**新指標**
環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、当該森林等を常に利用できる状態に維持する。このことにより、森林環境教育の参加人数を増加
【約44万人 約50万人】

【循環】(森林資源の循環利用の促進)
林道等の林業基盤の整備により、供給可能となる育成林の資源量 【約1億6千万m³増加】
森林・林業基本計画に掲げるH27の木材供給目標量に対し、約5年分に相当(約34年分 約39年分に増加)する

(参考) 目標値の設定

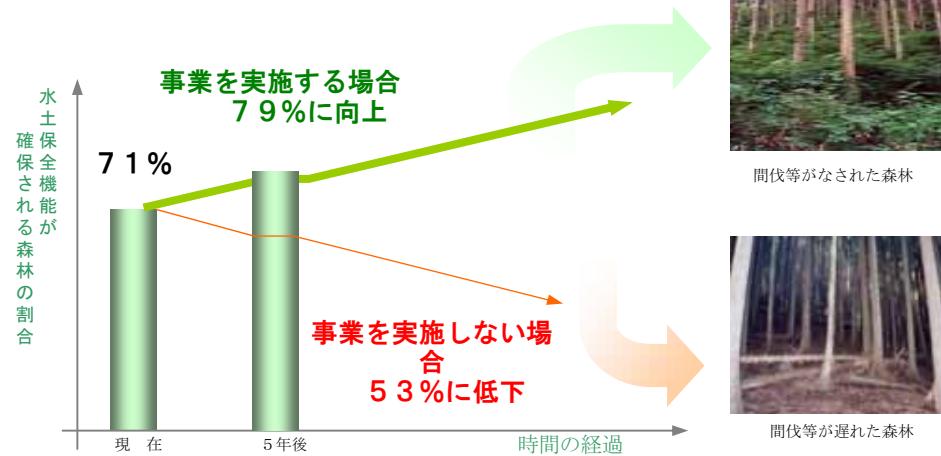
区分	H20年度末	H25年度末	増加量
利用可能蓄積量 (百万m ³) (A)	1,048	1,211	163
木材供給目標量(H27) (百万m ³) (B)		31(=23/0.75)	
年 数(A/B)	34	39	5

【活力】(森林資源を活用した地域づくりの推進)
間伐等の適切な実施や伐採後の的確な更新を図りつつ、森林資源を積極的に利用している流域数の増加
【30流域 80流域】

【活力】(山村地域における居住環境の向上)
5年間で約210万人の山村地域の住民を対象に**居住地周辺の森林**や生活環境施設の整備を行い、定住条件の向上を図る。

【実施の目標】下層植生や樹木の根が発達することにより土壤を保持する能力に優れた森林や、森林土壤等の働きにより雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるとともに水質を浄化し水を育む能力に優れた森林の整備、山地災害を防ぐ施設等の整備により、国民が安心して暮らせる社会の実現を図る。

●国土を守り水を育む豊かな森林の整備・保全

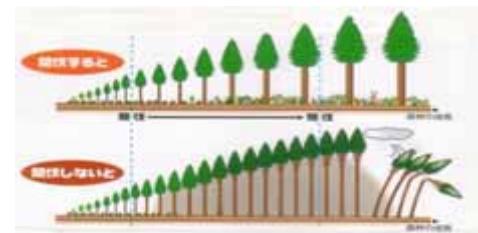


目指す主な成果

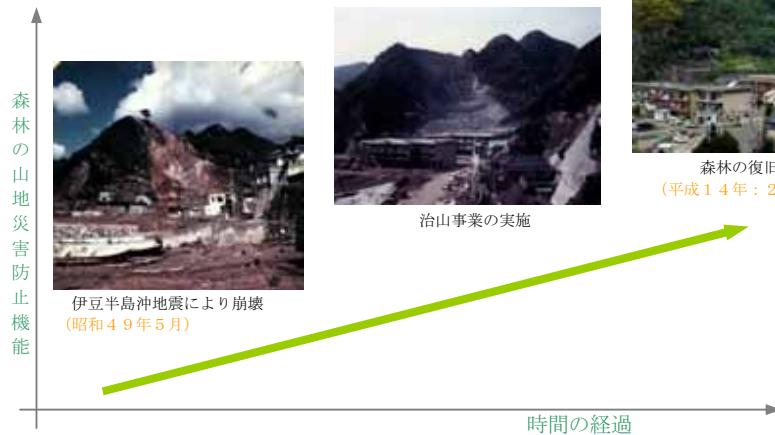
育成途中の水土保全林のうち、土壤を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を71%から約79%まで向上させる。（事業を実施しない場合は約53%に低下）

主な施策

- 森林の整備
(間伐等の密度管理)



●山崩れ等の復旧、予防



目指す主な成果

崩壊した森林の再生や予防等を通じて地域の安全性の向上を図ることとし、特に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、現状の約5万2千集落から約5万6千集落に増加させる。

- 森林の保全
(荒廃地の再生や
荒廃の予防)



共生

森林と人とが共生する社会の実現

【実施の目標】森林の多様性の維持増進を図るための整備、防風などの生活環境保全機能の維持や、ユニバーサルデザインにも配慮した保健・文化・教育的利用に適する森林の整備等により、森林と人とが共生する社会の実現を図る。

● 森林の多様性の維持増進

目指す主な成果

- ▶ 多様な樹種や階層からなる森林への誘導を目的とした整備を推進し、育成林全体に占める育成複層林面積の割合を現状の8.5%から約10%に増加させる。併せて、育成単層林から育成複層林へ約7万ha誘導する。

主な施策

- 人為と天然力を組み合わせた育成複層林の整備
- 多様な森林の造成
- 景観への配慮



● 身近な生活環境の保全

目指す主な成果

- ▶ 海岸林や防風林などの延長約7,300kmについて、海岸侵食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全する。



農地等を保全する森林

主な施策

- 飛砂、潮風、強風等から生活環境を守るために森林を維持造成
- 松林保全対策



● 森林環境教育の推進

目指す主な成果

- ▶ 森林環境教育等に利用されている森林や施設において、継続的に環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全を行うことにより、当該森林等を常に利用できる状態に維持する。このことにより、子どもたちの森林環境教育の活動機会を提供し、その参加人数を現状の約44万人から約50万人に増加させる。

主な施策

- 環境学習や森林づくり活動等に利用するための森林空間の整備・保全



循環

循環を基調とする社会の形成への寄与

【実施の目標】再生産可能な資源である森林を適切に整備し、そこから生産される人と環境に優しい素材である木材の積極的かつ多段階的な利用を図ることにより、「植栽 保育 収穫 植栽」のサイクルを円滑に循環させ、自然界における物質の適正な循環を損なうことのない循環を基調とする社会の形成に寄与する。

●森林資源の循環利用の促進



国産ペレットストーブとペレット

目指す主な成果

森林施業の集約化や機械化に必要な林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を約1億6千万m³増加させる。この増加量は、森林・林業基本計画に掲げる平成27年の木材供給目標量である23百万m³/年(丸太ベース)の約5年分に相当(現状の約34年分の供給可能量が約39年分に増加)する。

主な施策

- 効率的な森林施業を可能とする林内路網の整備
- 間伐等の森林施業の実施により、森林の健全性を確保
- 施業の集約化・共同化を促進
- 高性能な林業機械による作業システムの導入を促進



路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な森林施業

活力

活力ある地域社会形成への寄与

【実施の目標】森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす山村において、林業生産活動の活発化や居住環境の整備、都市と山村との共生・対流等に向けた施策を講じ、快適な森林環境や優れた森林景観の保全等に配慮しつつ、森林資源を活かした活力ある地域社会の形成に寄与する。

●森林資源を活用した地域づくりの推進

目指す主な成果

森林資源を活かした地域づくりを推進する観点から、全国158の流域（森林計画区）のうち、間伐等の適切な実施や伐採後の的確な更新を図りつつ、森林資源を積極的に利用している流域を現状の約30流域から約80流域に増加させる。

●山村地域における居住環境の向上

目指す主な成果

5年間で約210万人の山村地域の住民を対象に居住地周辺の森林や生活環境の整備を行い、定住条件の向上を図る。

主な施策

- 山村地域の居住地周辺の森林整備、居住基盤の整備
- 都市との共生・対流に向けた交流施設などの整備
- 森林資源の利用に向けた基盤整備
- 保育や間伐などの適切な施業による森林資源の育成



森林の整備・保全を支える山村地域



森林整備（間伐）



交流施設（キャンプ場）



地域材利用の推進

事業実施に当たっての留意事項

1 施策連携の強化等

- ▶ 森林整備事業と治山事業との適切な役割分担
- ▶ ソフト施策との連携
- ▶ 他の公共事業計画に位置づけられた事業との連携

2 森林資源及び既存施設の有効活用

- ▶ 間伐材等の地域材の利用を推進
- ▶ 治山施設、林道等の機能の強化などによる既存施設の有効活用

3 地域の特性に応じた事業の実施

- ▶ 国、地方公共団体等それぞれの適切な役割分担の下、これらの連携による効果的な整備の推進

4 低炭素社会づくりへの対応

- ▶ 間伐等の推進
- ▶ 地域材の住宅等への利用拡大、間伐材を含む林地残材等の未利用材の資材・エネルギー利用拡大への取組等を推進

5 多様な主体の参加の促進

- ▶ 事業の構想段階からの住民意見の反映
- ▶ 地域住民やNPO等多様な主体の参画による森林の整備・保全の推進

6 入札及び契約の公正性・透明性の確保並びに品質の確保

- ▶ 国が行う森林整備保全事業の発注は、一般競争入札（一部を除く）により、公正性・透明性を確保
- ▶ 総合評価落札方式の導入等を通じた公共工事等の品質の確保

7 事業評価の厳格な実施と透明性の確保

- ▶ 費用対効果分析などによる事業評価の厳格な実施
- ▶ 事業の各段階における積極的な情報公開による透明性の確保

8 工期管理とコスト縮減

- ▶ 限度工期内での事業完了
- ▶ コストと品質の両面を重視する取組を進め、総合的なコスト構造の改善を推進

策定スケジュール

これまでの審議

林政審議会

森林整備保全小委員会（計3回開催）

（平成20年4月～）

新たな成果指標（案）等のとりまとめを行い、平成20年12月15日の林政審議会に報告

今後の予定

林政審議会

森林整備保全事業計画素案の提示

（2月10日）

パブリックコメント

（2月中旬から3月中旬）

関係行政機関の長、都道府県知事の意見聴取【法定手続き】

林政審議会

森林整備保全事業計画（案）について諮問・答申

（3月下旬）

森林整備保全事業計画閣議決定

（4月中を目指す）